

# 要 望 書

本会定期総会において当面する緊急課題と重要事項について、次のとおり決議いたしましたので、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

令和2年8月

福 島 県 町 村 会  
会 長 小 椋 敏 一



# 目 次

1. 町村自治の確立について	1
2. 町村財政基盤の確立について	3
3. 防災・減災対策の強化について	8
4. 地方創生の推進について	9
5. 再生可能エネルギーを活用した地域の振興について	11
6. 新たな過疎対策法の制定について	12
7. 所有者不明土地対策の推進について	13
8. JR只見線を活用した地域振興と市町村の負担軽減について	14
9. 地域医療の確保について	15
10. 持続可能な医療保険制度の構築について	18
11. 介護保険制度の充実について	21
12. 少子化社会対策の推進について	23
13. 健康福祉行政の包括的な拠点施設整備への財政支援について	25
14. 農業・農村の振興について	26
15. 森林・林業対策の推進について	31
16. ふくしまの森林・林業再生について	34
17. 社会資本整備に係る交付金制度等の拡充について	35
18. 道路整備について	36
19. 高速自動車国道の整備促進について	38
1. 常磐自動車道の4車線化等	
2. 東北中央自動車道「相馬福島道路」の全線早期開通	
3. 磐越自動車道の早期全線4車線化	
20. 地域高規格道路の整備促進について	40
1. 「会津縦貫南道路」並びに「栃木西部・会津南道路」の整備促進	
2. 「(仮称)あぶくま横断道」の整備	
21. 一般国道の整備促進について	41
1. 一般国道4号の整備促進	
2. 一般国道114号の整備促進	
3. 一般国道118号の整備促進	
4. 一般国道252号の整備促進	
5. 一般国道289号の整備促進	
6. 一般国道349号の整備促進	
7. 一般国道400号の整備促進	
8. 一般国道401号の整備促進	
9. 一般国道459号の整備促進	
22. ふくしま復興再生道路の整備について	43
23. 台風・大雨災害に備えた河川改修等について	44
24. 河川改修事業の整備促進について	45
1. 一級河川桜川の整備促進	
2. 二級河川右支夏井川の整備促進	
25. 空き家対策の推進について	46
26. 教育施策等の推進について	47



# 1 町村自治の確立について

町村は、長い歴史が育んできた独自の文化を守りながら食料の安定供給や水源の涵養、地球温暖化対策に資する森林の整備・保全等国民生活にとって重要な役割を担い続けてきた。

しかしながら、本格的な人口減少社会の到来に加え、過疎化、少子高齢化の著しい進行や地域産業の衰退等町村を取り巻く環境は依然として厳しく、懸命な努力をしているところである。

については、町村がこれまで果たしてきた役割を十分認識し、分権型社会を構築するため、次の事項について強く要望する。

1. 国と地方の役割分担を一層明確化するとともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。
2. 義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。
3. 国が制度の創設・拡充等施策の立案に際しては、地方に一律に義務付け・枠付けることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。  
さらに、町村に対する調査・照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、廃止、統合を含めた必要な見直しを行うこと。
4. 地方分権改革における「提案募集方式」について、地方からの提案を可能な限り反映すること。  
なお、移譲等の対象となる事務・権限については、財源不足が生じないよう、人件費を含め必要総枠を確保するとともに、必要な支援を行うこと。
5. 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化を図ること。
6. 市町村合併は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

7. 国土の中に多様な地域の姿に見合った多彩な町村が存在することこそ、我が国の活力の源泉であり、地方自治本来の姿であることから、町村等小規模自治体の自主性を損なうことなく、将来にわたり希望をもって地域経営を行うことができる地方行政体制を構築すること。

なお、現行の広域行政の仕組みを十分に検証するとともに、広域連携は本来自主的に行うべきものであることから、強制しないこと。

また、新たな圏域は周縁部町村の自立とは反対に、町村を衰退に追い込む危険性をはらみ、また町村の自治権を弱体化させるものであることから、推進しないこと。

8. 地域間格差を一層拡大させ、市町村合併が前提で住民自治が埋没する懸念がある道州制は絶対に導入しないこと。

## 2 町村財政基盤の確立について

現在、我が国では、人口減少の克服と地方創生が喫緊の課題となっており、国、地方を挙げてこれらの課題に積極的に取り組んでいるところであるが、国が目指す一億総活躍社会の実現のためには、地方創生の取り組みをさらに推進していく必要がある。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的な確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

については、町村の置かれている現状とその重要性を十分認識のうえ、次の事項について強く要望する。

### 1. 町村税源の充実強化

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることから、次によりその充実強化を図ること。

- (1) 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
- (2) 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。
- (3) 個人住民税は、地域住民サービスを支える基幹税として重要な役割を担っていることから、そのあり方の検討にあたっては、充実強化を図ることを基本とすること。その際、地域社会の費用負担を住民の能力に応じ広く分任する性格を有することや応益課税の観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組みを踏まえること。

また、個人住民税の役割や性格を踏まえつつ、課税ベースの縮小につながるような新たな税額控除の導入や政策誘導的な控除の拡大は行わないこと。

- (4) 償却資産に係る固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、制度の根幹を揺るがす見直しや、国の経済対策に用いることのないよう、現行制度を堅持すること。

また、令和3年度の評価替えにあたっては、税収が安定的に確保できるようにすること。

(5) デフレ脱却の動向を見極めつつ、土地の負担軽減措置等について、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討し、所要の見直しを行うこと。

特に、住宅用地特例については、特例割合を縮小するとともに、新築住宅に係る減額措置については、税制上支援すべき住宅への重点化等を検討すること。

(6) 電気・ガス事業等に対する法人事業税は、地方税収の安定化に大きく貢献しており、また、法人事業税収の一定割合が市町村へ交付され、市町村の貴重な財源であることから現行制度を堅持すること。

(7) 道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業を確実に実施していくためには、社会インフラ財源の確保が極めて重要であることから、環境性能割の税率区分の見直し等にあたっては、より低い税率を適用する対象を最新の燃費基準を達成した自動車に絞るなど、技術開発の動向を踏まえた基準の切り替えや重点化を行うとともに、町村財政への影響に留意すること。

また、自動車関係諸税のあり方について中長期的な視点に立って検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

(8) ゴルフ場利用税（交付金）は、アクセス道路の整備・維持管理や災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源である。

については、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はありえないことから、現行制度を断固堅持すること。

(9) 入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

## 2. 地方交付税の充実強化

(1) 人口減少の克服・地方創生のため、町村が自主性・自立性を発揮し、様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要なため、地方交付税率の引き上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

また、「まち・ひと・しごと創生事業費」や「地域社会再生事業費」を拡充・継続するなど地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

(2) 幼児教育・保育の無償化に係る財源については、引き続き地方負担に必要な財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置し、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。

(3) 町村は徹底した行政改革等を行い、財政支出の削減に努めながら、災害や将来の税収の変動、公共施設の老朽化等に備え、各々町村の実情に応じた基金の積み立てを行っているが、こうした実態を踏まえ、単に基金の増加傾向を理由に地方歳出を削減しないこと。



- (4) 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と「どの地域に住む住民にも一定のサービスが提供できる財源保障機能」は不可欠であることから、堅持すること。
- (5) 過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部にとどまっているため、全額復元に取り組むこと。
- (6) 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域や財政力の弱い町村において、関係人口や人材、交流人口等の成果を加味するとともに、人口減少の克服、地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。
- (7) 交付税特会借入金の償還については、償還計画のとおり確実に払い、財政健全化に努めること。
- (8) 地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティの維持等は、合併の有無にかかわらず、町村にとって大きな課題であり、今後交付税の算定需要の見直しを行う場合には、単に合併市町村の財政状況のみに着目するのではなく、過疎、山村、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映し、個別町村の行財政運営に支障をきたすことのないようにすること。
- (9) 歳出の効率化を推進する観点から、アウトソーシングの推進等トップランナー方式が導入されたが、行政コストの差は、人口や地理的条件など歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較になじまないことや、中山間地域等では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障が生じることのないよう十分配慮すること。
- (10) 業務改革の取り組み等の成果が地方財政計画に反映されるよう、計画策定を工夫する必要があるとの議論があるが、地方の努力により行政コストを下げた分、地方の財源が減少することになれば、地方自ら行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブが阻害されることから、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方の行財政改革により生み出された財源は、必ず地方に還元すること。
- (11) 近年、野生鳥獣による農林業被害や森林の公益的機能の低下に伴う土砂・倒木流出などが見られ、町村ではこれら状況に対応した取り組みを行っていることから、地方交付税における基準財政需要額に森林面積を測定単位として算入する「森林・林業行政費」を新設するなど、所要の財政措置を講じるとともに「林道延長」を補正要素に加えること。特に、森林面積を算入する際には、歴史的経緯等を踏まえ、国有林を含めた算定基準とすること。

- (12) 会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な運用のため、期末手当等の支給に係る町村の財政負担について、必要となる所要額を確保すること。
- (13) 地方交付税は地方の固有財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」（「地方交付税交付金」は「地方共有税調整金」）に変更すること。
- (14) 地方交付税（地方共有税）は、国の一般会計を經由せず地方交付税（地方共有税）特別会計に直接繰り入れること。

### **3. 過疎債、辺地債の確保**

過疎地域においては、今後も、食料供給や森林による地球温暖化の防止をはじめ、自然環境や国土の保全など重要な役割を果たしていくため、財政基盤の充実強化を図るとともに、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保すること。

### **4. 地方債の充実**

- (1) 町村が、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域活性化への取り組み等を着実に推進できるよう、地方債の所要総額を確保するとともに、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、財政融資資金や地方公共団体金融機構といった長期・低利な公的資金を安定的に確保すること。
- (2) 公共施設等の適正管理の推進にあたっては、中長期的な取り組みが必要であることから、令和3年度で期限切れとなる「公共施設等適正管理推進事業債」について、対象事業を拡充するとともに、延長・恒久化について早期に決定し、周知すること。
- (3) 臨時財政対策債の残高を縮減するとともに、累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講じること。

### **5. 緊急防災・減災事業債等の恒久化**

全国的な防災・減災事業が確実に実施できるよう、「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」の恒久化を図ること。

## 6. 国の制度改正等に伴うシステム改修等への支援

- (1) 町村では、国による新たな制度・施策の導入など制度改正に伴い、コンピューターのシステム改修などを余儀なくされ、多額の費用を負担しなければならないことから、国においては現状を十分認識するとともに、制度改正等に伴う改修費用等は全額国が財政措置するとともに、電算システムの開発等の費用を抑え、システムの信頼性を高めるため、制度改正の詳細決定から施行までの準備期間を十分確保すること。
- (2) 町村の税務事務の効率化・正確性の向上、納税者の利便性の向上等の観点から電子化を進める際には、所要の地方財政措置等を講じることも含めて、町村の理解を得ながら進めること。  
また、町村の基幹税務システムの標準化の検討にあたっては、町村の意見を十分に踏まえるとともに、団体の規模に応じた人的・財政的支援を講じること。
- (3) 給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知の電子化の検討・導入を行うにあたっては、町村の意見を踏まえること。また、町村におけるシステム改修等に係る経費について地方財政措置を講じるとともに、特別徴収義務者及び納税義務者への周知を図ること。

## 7. 公営企業会計の適用拡大

簡易水道事業及び下水道事業は、住民生活にとって必要不可欠なサービスであるが、当県町村のように住居が散在し、積雪寒冷などの地理的条件の下では、企業性が低く独立採算による運営が難しい状況にあることから、公営企業会計の適用拡大にあたっては、事業規模や地域の実情に応じて弾力的な運用を図るとともに、地方自治体の負担を軽減するため、技術的な支援や財政支援措置を拡充すること。

### 3 防災・減災対策の強化について

令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風等、近年頻発する記録的な豪雨・大型台風により、人的・物的に甚大な被害が発生するとともに、産業や観光業等に多大な影響が生じており、復旧・復興には国による万全な支援が不可欠である。

我が国は、地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害を受けやすい国土であることから、その被害を最小限にとどめるため、大地震や台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

については、次の事項について強く要望する。

1. 「災害対策基本法」、「大規模災害からの復興に関する法律」及び「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。

また、頻発化する豪雨・大型台風等の風水害、広域化・激甚化する自然災害に対応する必要な法制度・対策を整備すること。

2. 今年最終年度を迎える国土強靱化基本計画及び計画に位置付けられた、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、引き続き、頻発・激甚化する災害に対応するため、恒久化と拡充を図ること。

特に、大規模停電や交通インフラの寸断等の発生は、エネルギーの供給や輸送・物流を阻害し、災害による直接的な被害を受けた地域以外でも住民の生活に多大な影響を及ぼすことから、連鎖的な被害が発生しないよう万全な対策を講じること。

3. 令和2年度で期限切れとなる「緊急防災・減災事業」、「市町村役場機能緊急保全事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、未だ整備途上にあり、これらの事業を確実かつ計画的に推進する必要があるため、その延長・恒久化を図ること。

## 4 地方創生の推進について

町村は、人口減少、過疎化、少子高齢化が急速に進行する中で、自ら知恵を絞り、人口減少の克服と地域の活性化に向け、住民等と一体となって地方創生の取り組みを進めてきた。

については、創意と工夫による魅力あるまちづくりを実現するため、次の事項について強く要望する。

1. 東京一極集中の是正と自律・分散型国土構造の構築は、国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率的利用、新型コロナウイルス感染症拡大リスクの低減等の観点からも重要な課題であることから、政府機能の移転、本社移転等、引き続き積極的に支援すること。
2. 町村が、第2期の地方版総合戦略に基づく事業を円滑に実施できるよう、地域再生計画の認定及び地方創生推進交付金の交付に係る申請手続きの簡素化を図ること。
3. 地方創生推進交付金については、安定的かつ長期的な財政支援とし、所要額を確保したうえで、採択要件の緩和や対象経費等の拡大など、柔軟な制度運用を図るとともに、地方負担に対する地方財政措置を確実に講じること。
4. 地方創生拠点整備交付金については、各自治体が計画的に地方創生に資する施設整備を行えるよう継続的かつ安定的に措置すること。
5. 地域におけるSociety 5.0の推進にあたっては、条件不利地域を抱える町村において、遠隔医療・遠隔教育やテレワークも含めた産業振興等多様な分野における取り組みを一層普及・拡大するよう、情報通信基盤の早期整備を行うための財政支援や人的・技術的支援を拡充すること。

6. 地域課題の解決に向けた取り組みを行うため、地域運営組織を設立・運営する場合の経費について、十分な財政支援を行うこと。

また、地域運営組織の活動の活発化や、法人化した場合に必要となる人材の育成・確保について、各地域運営組織の実情に応じた支援を行うこと。

7. 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく事業について、十分な財政措置を講じるとともに、事業協同組合の設置についての統一的なマニュアルの作成等、特定地域づくり事業を円滑に実施できるよう支援すること。

## 5 再生可能エネルギーを活用した地域の振興について

国民生活の安定向上と経済社会の持続的発展を推進するためには、エネルギーの安定供給確保が不可欠であることから、エネルギー供給源の多様化やエネルギー自給率の向上を図る必要がある。

特に、本県には、太陽光、バイオマス、風力、地熱等の再生可能エネルギー資源が豊富に存在しており、地域産業との連携や地産地消の取り組み等による地域振興への効果が期待されているが、系統設備の増強をはじめ、導入費用等への対策が大きな課題となっている。

については、再生可能エネルギーによる地域振興を推進するため、次の事項について強く要望する。

1. 固定価格買取制度の運用にあたっては、地域の実情等を十分に考慮し、安定的・持続的な事業運営が確保されるよう配慮すること。
2. 再生可能エネルギーの系統への受け入れ拡大を図ること。
3. 発電設備等の導入費用等に対する財政支援の充実強化を図ること。
4. 北本連系設備のさらなる増強を行うとともに、発電施設の分散設置が可能となる送電線等の電力基盤の強化を図ること。
5. 安定した電力を供給できる蓄電機能の普及拡大を図ること。

## 6 新たな過疎対策法の制定について

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公益的機能を担っている。

この過疎地域の振興については、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果をあげたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

また、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、東京など都市への過度の集中は大規模災害や感染症発生の際のリスクを伴うことから、安全な水や食料、エネルギーの供給を担っている過疎地域の存在は今後ますます重要となる。

については、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためにも、引き続き、国家的課題として長期的な視点に立った過疎対策に取り組むとともに、Society 5.0などの革新的な技術を活用した取り組みや広域連携を図る取り組みを推進するなどの新たな過疎対策の視点も加え、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末に法期限を迎えた後も、新たな過疎対策法を制定されるよう、次の事項について強く要望する。

1. 過疎地域が果たしている役割を評価し、新たな過疎対策の理念を確立すること。
2. 過疎地域の指定にあたっては、現行法第33条に規定するいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現行の過疎地域を引き続き指定対象とすること。
3. 現行の過疎対策事業債の制度を存続するとともに、総枠を拡大し必要額の確保を図ること。  
また、過疎対策事業債の対象事業を拡充すること。



## 7 所有者不明土地対策の推進について

土地所有を取り巻く状況は、人口減少社会における土地利用の担い手の減少や利用意向の低下等を背景に管理不全の土地が増加しており、管理不全の土地は周囲に悪影響を及ぼしているが、所有権を持つ土地所有者以外がその悪影響を除去することは、大きな困難を伴うものであることから、土地利用を阻害する要因を解消し、適切な利用・管理を促進することが強く求められている。

については、所有者不明土地対策の推進に関し、次の事項について強く要望する。

1. 所有者不明土地は、今後、一層増加することが見込まれることから、発生を予防する仕組みや放棄された土地の管理責任の所在について制度を構築し、その解消を促進すること。
2. 所有者不明土地対策と不動産登記制度は密接な関係性が存在し、現行の「任意・有料」の登記の仕組みでは、所有者不明土地の発生を防ぎきれないことから、「義務化・無料化」をセットとする不動産登記制度を構築すること。
3. 土地は国家の主権に直接関わるものであることから、土地所有権の放棄が認められた場合の帰属先は国とすること。  
また、町村が、防災やまちづくり等公共的な目的で土地の取得を希望する場合には、優先的かつ円滑に取得できるような制度を構築すること。
4. 土地基本方針に基づく個別施策の推進にあたっては、町村は土地に関する専門的な職員が少なく、財政的・人的にも対応が困難であることや地域の実態を踏まえ、新たな計画の策定や役割について、一律に義務付けを行わないこと。

## 8 JR只見線を活用した地域振興と市町村の負担軽減について

平成23年新潟・福島豪雨により被災したJR只見線は、令和3年の全線開通に向けて工事が進められている。

被災以降もJR只見線を撮影する「撮り鉄」による情報発信や、近年は台湾や東南アジアの国々をはじめとする海外からの観光客の増加により、JR只見線に対する関心は日々高まり、年間を通して多くの人を訪れている。

また、沿線の市町村では、様々な取組みを行いながら、只見線の魅力とそれぞれの市町村の魅力を積極的にPRしており、「地域の足」としてのみならず、重要な「地域資源」として位置付けられ、只見線の復旧には、沿線だけでなく福島県全体への波及効果も期待される。

しかし、沿線町村にとって上下分離方式に伴う運営費負担は重く、また、毎年の経常経費となることから、財政状況の圧迫が懸念されている。さらに、長期にわたる持続可能な振興策も不可欠である。

については、会津そして福島県のシンボルであるJR只見線の全線復旧後も安定した運行がなされるよう、次の事項について強く要望する。

1. 上下分離方式により市町村が負担する運営経費について軽減を図るとともに、財政支援措置を講じること。
2. 只見線利活用計画に基づきJR只見線を「地域資源」として活用し、発展的な地域振興への協力及び支援を行うこと。

## 9 地域医療の確保について

町村における医師及び医療従事者の不足はきわめて深刻な状況にあり、地域医療の確保はもとより、高齢社会に伴う医療・福祉・保健対策を進めるうえからも、次の事項について強く要望する。

### 1. 医療提供体制の充実強化

- (1) 医療施設の震災対策・水害対策等を早急に進めるとともに、老朽化による建て替えや改修に対し、十分な財政措置を講じること。特に、災害拠点病院及び救命救急センターについては迅速に行うこと。
- (2) 医師確保対策のさらなる推進のため、地域医療を担う医師の養成と地域への定着に向けた方策を講じること。  
また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分確保される仕組みとすること。
- (3) 地方における医師不足が深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。
- (4) 中山間地域等のへき地における医療を確保するため、へき地等で総合的な医療を提供する医師の養成・確保を図るとともに、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備の促進・安定的な運営の確保等により、地域の実情に応じたへき地保健医療対策を推進すること。
- (5) 看護師、助産師、保健師、栄養士、薬剤師等専門職の養成・確保を図るとともに、就労環境の整備を促進し、偏在の解消と地域への定着を実現すること。
- (6) 町村における公立・公的病院は、地域に欠くことのできない基幹的な医療機関であり、また、今般の新型コロナウイルス感染症対策では住民の命と健康を守る砦としての役割を担うなど、その機能と役割は、従来の視点だけではなく一層の重要性を増すことから、全国一律の基準で分析されたデータに基づいた拙速な再編統合を強制しないこと。

- (7) 医師の働き方改革については、拙速な推進によって地域医療の崩壊を招くことがないように、地域医療の実態を踏まえて慎重に取り組むこと。
- (8) 医療資源の少ない過疎地域では、ICTを活用した遠隔診療が有効な手段であることから、普及に向けたガイドラインの見直しや診療報酬の改定など、必要な対策を講じること。

## **2. 自治体病院等への支援**

- (1) 不採算部門を抱える自治体病院に対し、地域医療を確保し、経営の安定化を図るため、一層の財政支援措置を講じるとともに、病院事業に係る財政支援措置を見直す場合には、自治体病院の運営に支障をきたすことのないよう、十分配慮すること。  
また、地域医療の実情に応じた病床の機能分化及び連携の推進等に対応できるよう、適切かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) 医師標欠及び看護職員の配置基準に係る診療報酬の減額について、過疎地域等の現状に鑑み、緩和措置等を拡充すること。
- (3) 医療介護総合確保方針に基づいて都道府県が事業を実施するにあたっては、民間事業者の参入が少ない中山間地域等では公的な医療機関が地域医療を担っている現状を踏まえ、基金の配分に十分配慮すること。
- (4) 外国人患者による医療機関での未収金の発生予防や解消に向け、適切な措置や支援を講じること。

## **3. 救急医療・周産期医療の体制整備**

小児救急をはじめとする救急医療体制及び周産期医療体制の体系的な整備を推進するとともに、十分な財政支援を講じること。

## **4. 在宅医療等の推進**

- (1) 市町村が地域包括ケアシステムを構築する際には、在宅医療と介護の連携強化を推進するため、必要な支援を講じること。
- (2) 在宅医療・訪問看護を推進するための基盤整備を進めるとともに、人材の養成・確保を図ること。

## **5. がん検診の推進**

がん検診の推進にあたっては、対象年齢の拡大とともに、必要な財政措置を講じること。

## 6. 感染症対策の推進

- (1) おたふくかぜ等の有効性、安全性が確認されたワクチンについては、財源措置を講じたうえで、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。
- (2) 第2期の定期接種において、不活化ポリオワクチンを定期接種の対象とするとともに、2種混合ワクチンの代わりに百日せきワクチンを含む3種混合ワクチンを接種可能とすること。
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ対策が円滑に実施できるよう広く国民に周知を図ること。
- (4) 風しんに関する追加的対策について、次の事項の実現を図ること。
  - ① 風しんに関する追加的対策については、町村に財政負担が生じることがないように、必要な財源を確保すること。
  - ② 事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費をはじめ、円滑な事務処理に必要な経費に対しても同様の財政措置を講じること。
  - ③ 予防接種に係る標準単価の設定など、事務処理に混乱が生じないように配慮すること。

## 10 持続可能な医療保険制度の構築について

安定的で将来にわたり持続可能な医療保険制度を構築するため、次の事項について強く要望する。

### 1. 医療保険制度の一本化の実現

国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。

### 2. 国民健康保険の安定運営の確保

- (1) 今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年3,400億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や保険料（税）の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。
- (2) 「保険者努力支援制度」の評価指標等の見直しにあたっては、実施状況とそのインセンティブ効果について十分な検証を行うこと。  
また、都道府県分と市町村分の公費の配分について、それぞれの担う役割や制度の趣旨を踏まえた検討を引き続き行うこと。
- (3) 普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能を引き続き堅持すること。
- (4) 都道府県と市町村の役割分担や各種制度の見直し等により、システムの更改等が必要となる場合には、その経費を国の責任で全額措置すること。  
また、市町村事務処理標準システムへの移行を推進する際は、新システムの導入経緯に鑑み、財政及び運用の両面について、万全の支援を講じること。
- (5) 国民の健康確保・増進に向けた保健医療データの利活用を推進するにあたっては、保険者や国民に対し、丁寧な情報提供を行うとともに、運用にかかる経費について、国の責任で全額措置すること。

- (6) 保険料軽減判定所得の見直しにあたっては、市町村の理解を得られるよう丁寧な説明を行うとともに、国保及び住民税のシステムにおいて改修が必要となる場合には、準備期間に十分配慮し、経費について万全の財政措置を講じること。
- (7) 子どもへの医療費助成（地方単独事業）を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置については、早急に全廃すること。
- (8) 子どもに係る均等割保険料（税）を軽減するための支援制度を創設すること。
- (9) 社会保障・税番号制度の利用範囲を拡大し、被保険者の利便性の拡大と事務の合理化を図るため、特に次の事項に留意すること。
  - ① オンライン資格確認の導入に係るシステム改修等について、十分な準備期間を設けるとともに、国の責任において全額措置すること。  
また、運用に係る経費についても、市町村に新たな負担が生じないようにすること。
  - ② 被保険者番号の個人単位化に係る被保険者証の切り替えにあたっては、各市町村での準備期間に十分配慮するとともに、システム改修の経費等について、国の責任において全額措置すること。
  - ③ システムや運用フローなどの詳細設計にあたっては、既存の制度の趣旨や整合性に配慮するとともに、市町村において新たな事務負担が生じないように留意すること。  
また、保険者や被保険者の理解と納得を得られるよう、国の責任において、全国民に対する丁寧な説明を行うこと。
- (10) 国保における外国人被保険者の資格の適正化に向け、適切な措置を講じること。
- (11) 高額薬剤の保険適用や医療技術の進展による高額医療費の増加により、国保保険者に新たな負担がかかる場合は、必要な財政支援を講じること。

### **3. 後期高齢者医療制度の安定運営の確保等**

- (1) 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の見直しにあたっては、きめ細かな激変緩和措置を講じるなど、被保険者が混乱しないようにすること。
- (2) 後期高齢者医療制度の安定的な運営に必要な財政支援について、財源負担のあり方を検討するにあたっては、地方公共団体や保険者等関係団体の意見を十分聴取し、定率国庫負担割合の増加や財政支援を拡充する等、高齢者だけが負担増とならないよう、十分な対策を講じること。

- (3) 財政安定化基金を保険料負担の増加抑制のために活用できる仕組みとして恒久化し、制度の安定化を図ること。
- (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施にあたっては、現場の意見を取り入れながら事業内容や運用の見直しを行うなど、柔軟に対応するとともに、安定的な財政運営と人材確保に対し支援を行うこと。



## 11 介護保険制度の充実について

介護保険制度は、国民の間に定着している一方で、利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費もまた急速に増大している状況にある。

超高齢社会を迎える中、利用者が安心してサービスを受け続けられるようにするためには、制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題である。

については、次の事項について強く要望する。

### 1. 保 険 者

高齢化の進展及び人口の減少等により、保険料やサービスの供給に地域格差が生じていることから、公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化を図ること。

### 2. 利用者負担の軽減

低所得者に対する施設住居費等の軽減策は、国の責任において適切な財政措置を講じること。

### 3. 財政運営の充実

- (1) 国の負担（居宅給付費の25%、施設等給付費の20%）のうち5%が調整財源（調整交付金）とされているが、これを外枠とすること。
- (2) 介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金制度の運用にあたっては、特に次の事項に留意すること。
  - ① 「介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金」の前提となる指標を用いた取り組みの評価については、中山間地域等に所在する保険者に不公平が生じることのないよう配慮すること。特に、令和2年度から、第1号被保険者規模別（5区分）の評価が導入されたが、地域資源や体制等の前提条件が大きく異なる保険者が同じ区分にならないよう、人口規模を考慮するなど、区分の見直しを行うこと。

- ② 保険者のある取り組みの実施状況が他の取り組みによる得点を打ち消すことになるため、指標の配点においてマイナス点（減点）は設定しないこと。
  - ③ 評価指標の設定にあたっては、保険者における評価や報告に係る事務負担に十分配慮すること。
  - ④ 保険者の取り組みの「見える化」にあたっては、各保険者の取り組みに表層的な優劣をつけることにより、保険者の制度運営に支障をきたさないように配慮すること
- (3) 財政安定化基金にかかる財源は、国及び都道府県において負担すること。
- (4) 医療療養病床から介護医療院への移行による介護保険料への影響を軽減するため、適切な財政措置を講じること。

#### **4. 基盤整備等**

- (1) 地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じた基盤整備ができるよう、必要な財源を確保するとともに、町村の意向に十分配慮した配分とすること。
- (2) 「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善、介護人材の広域的確保等により、介護サービスを支える介護人材の確保に引き続き取り組むこと。

#### **5. 介護予防・日常生活支援総合事業**

介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業費の上限設定については、町村が必要とする事業を円滑に実施できるよう、上限を超える場合に行う国との協議において、町村の実情に応じた柔軟な対応を図るとともに、上限設定方法について適切な見直しを行うこと。

#### **6. 介護報酬の改定**

介護報酬の改定にあたっては、保険料に及ぼす影響に留意するとともに、給付と負担の均衡に配慮すること。

#### **7. 制度見直し等**

介護保険制度の見直しにあたっては、町村における準備と周知に十分な期間を確保できるようにするとともに、速やかな情報提供に努めること。

## 12 少子化社会対策の推進について

わが国においては急速に少子化が進展しており、合計特殊出生率が低迷を続け、少子化傾向は極めて深刻さを増している。

人口減少社会の到来は、世帯規模の縮小や地域社会の活力低下、社会保障に対する現役世代の負担増大の原因となり、生産年齢人口や労働力人口の減少を通じて、経済成長にもマイナスの影響を与えることが懸念される。

については、次の事項について強く要望する。

### 1. 子ども・子育て支援新制度

(1) 町村が地域の実情に応じ、全ての子どもに対するサービスを安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」の質の充実に向けて、1兆円超の財源を確保すること。

また、国における所管を一元化すること。

(2) 良好な保育の提供のため、保育士の養成や処遇改善の充実など、引き続き人材確保に取り組むこと。

### 2. 地方単独事業の制度化

子ども医療費助成事業については、国の制度として無料化を実施すること。

また、ひとり親家庭の医療費に対する助成については、全国統一的な制度化を図るなど適切な措置を講じること。

### 3. 放課後児童健全育成事業の推進

放課後児童健全育成事業を着実に推進するため、国において安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保等のため、処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。

#### **4. 子育て世代包括支援センターの早期普及等**

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない必要な支援の提供のため、「子育て世代包括支援センター」の早期普及が行えるよう十分な財政支援等を行うとともに不妊治療等への支援制度を充実すること。

#### **5. 児童虐待の防止**

児童虐待防止のため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づく、市町村の体制整備に必要なかつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。

#### **6. 幼児教育の無償化**

- (1) 幼児教育無償化の円滑な実施にあたっては、諸経費及び事務費等について引き続き国費において財政支援を実施すること。
- (2) 幼児教育の無償化に係る財源については、引き続き地方負担に必要な財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置し、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。

## 13 健康福祉行政の包括的な拠点施設整備への 財政支援について

現在、地域福祉行政は包括的な対応を求められており、子育て支援、健康づくり、障がい福祉、高齢福祉や生活困窮者への支援など、地域共生社会づくりに向けた地域づくりが急務となっている。さらに、改正社会福祉法においても、複合的な地域生活課題の対応、関係機関との連携による体制づくりなどへの取組み等、地域福祉推進の理念が規定されている。

このようなことから、関係機関と協働で活動する拠点づくりが急務となっているが、現在運用している福祉施設等は老朽化しており、施設の維持管理費や長寿命化対策の費用、改廃・集約化に対する事業費が増大する見通しとなることから、新たに拠点を整備する施設整備費を確保することは非常に困難な状況となっている。

については、地域福祉活動の拠点となる施設整備を含め、町村が地域共生社会の実現に向けた事業を円滑に実施できるよう、十分な予算の確保について強く要望する。

## 14 農業・農村の振興について

農業・農村は、我が国の食料の安定供給に大きく寄与するとともに、基幹的産業として地域経済の活性化に重要な役割を果たしているほか、国土・環境の保全等の多面的・公益的機能を有している。

については、我が国が持続発展していくための最大の社会資本整備が農業・農村の確立にあることを踏まえ、次の事項について強く要望する。

### 1. 今後の農業・農村政策

農村は、食料の供給や国土の保全などの役割に加え、再生可能エネルギー蓄積、災害時のバックアップなど新たな可能性を有していること、また、田園回帰の強い動きが見られること等を踏まえ、「人」と「土地」を見据えた農村の価値を高める政策を推進するため、今後の農業・農村政策として、次の事項の実現を図ること。

- (1) 農業政策と農村政策が互いに循環・発展していくため、農業の成長産業化に向けた産業政策と多面的機能の維持・発揮などの地域政策を、車の両輪としてバランスよく実施すること。

また、農業・農村の有する多面的機能の重要性について、国民各界各層に対して一層の理解醸成に向けた取り組みを推進すること。

- (2) 国と自治体が農村社会の目指す姿を共有し、政策の内容や財源のあり方について大きな方向性に関する協議を行うため、農政に関する国と自治体との協議の場を設けること。
- (3) 各地域にとって最適な政策が実施できるよう、現行の国庫補助制度を移行し、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金（仮称）」を創設するとともに、地域の取り組みを状況に応じてサポートする「地域農業マネージャー（仮称）」を柔軟に配置できるよう、人材面での制度設計を検討すること。

## 2. 国際農業交渉に関する適切な対応

- (1) TPP11協定、日欧EPA及び日米貿易協定に関しては、国内農業への影響を十分精査し、丁寧な情報提供を行うとともに、影響を受ける農産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産基盤の強化と経営安定に向けた支援を着実に実施すること。

特に、影響が大きいとされる畜産関係に関し、生産コストの削減、品質向上の目標達成に向けた方法などを国がしっかりと示すこと。

また、経営安定対策事業（マルキン）について、しっかりと予算の確保を図ること。

- (2) WTO農業交渉については、各国の多様な農業の共存を基本とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保などを内容とする「日本提案」の実現に向け、粘り強い交渉を強力に展開すること。

また、今後のEPA・FTA交渉については、国内農業・農村の振興を損なわないよう取り組むこと。

## 3. 食料の安定供給の確保

- (1) 食料自給率の目標達成に向け、国民に安全・安心な農産物を安定して供給できる体制を整備するとともに、食料自給力の維持・向上を図ること。

- (2) 消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっていることから、生産者の顔が見える地域の生産活動への支援強化や、国民への啓発活動を推進すること。

また、国産・輸入食品に対する検査・検疫体制を強化するとともに、食の安全・安心を確立し、消費者の期待と信頼の確保に向けた取り組みを強化すること。

- (3) 国産農産物の消費拡大及び食育の推進にあたっては、地産地消の推進、学校給食における米飯給食の目標回数の上上げ等、効果的な方策を講じること。

- (4) 東京オリンピック・パラリンピックでの国産食材の提供や農産物輸出の拡大に向け、GAPの認証取得に係る支援策の拡充を図ること。

## 4. 農業の持続的な発展

- (1) 地域農業の担い手の育成・確保にあたっては、多様な経営形態や地域の実態に応じた対策を講じること

また、農業次世代人材投資事業については、新たに農業を志す全ての人が交付対象となるよう、所要額を十分確保すること。

- (2) 産地生産基盤パワーアップ事業については、中長期的に継続し、必要な予算を確保するとともに、地域農業の実情を踏まえ、採択要件の緩和を図ること。
- (3) 米政策の推進について
- ① 米政策の推進にあたっては、需要に応じた生産を着実に実施するため、生産者に対し、きめ細やかな情報提供を行うとともに、地域農業再生協議会への十分な財政支援を講じること。
  - ② 適地適作による水田のフル活用と需要に応じた生産の取り組みを支援するため、水田活用の直接支払交付金に係る所要額を継続的に確保し、水田農業対策の充実・強化を図ること。
  - ③ 経営安定に向け、米価下落対策の充実を図るとともに、収入保険制度の実施にあたっては、農業者が制度を有効活用できるよう、適切な措置を講じること。
- (4) 農地中間管理機構からの業務委託については、町村の業務が過大とならないよう配慮するとともに、町村に実質負担が生じないよう措置すること。また、機構集積協力金については、地域の取り組みに支障をきたさないよう、所要額を確保すること。
- (5) 農業農村整備事業の充実・強化
- ① 農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、必要な予算を確保するとともに、同事業の負担金償還に係る農家や地元町村の負担軽減措置を図ること。
  - ② 近年頻発する自然災害による農業被害に対しては、復旧・復興への万全な支援を講じるとともに、災害に強い農業基盤の整備を図ること。
  - ③ 農業用ため池や農道における橋梁、トンネル等については、老朽化が進んでいることを踏まえ、点検及び補修に対する技術的及び財政的支援の拡充を図ること。
  - ④ 所有者不明で適正な管理が困難な特定農業用ため池の施設管理権を取得した町村が適切にため池の操作、維持、修繕その他の管理が行えるよう、必要となる経費や専門的人材の確保等について十分な支援を行うこと。
  - ⑤ 中山間地域における農業の発展・農村の振興に向け、小規模な面積でも排水不良田の改良を行うことができるよう、農業農村整備関係事業の面積や作物等の要件を緩和すること。
- (6) 農業経営に占める燃油の割合は極めて高いことから、燃油価格高騰対策など、安定した農業経営が行えるよう、必要な措置を講じるとともに、農業用軽油引取税の課税免除措置を継続すること。



(7) 畜産・酪農対策の推進

- ① 担い手の育成や畜種ごとに応じた畜産・酪農経営安定対策の充実・強化を図ること。
- ② 畜産・酪農の体質強化を図るため、畜産クラスター関連事業への支援を継続・拡充すること。
- ③ 配合飼料の価格安定を図るとともに、飼料用米等国産飼料穀物の生産・利用の拡大を含めた国産飼料生産基盤の確立を図り、畜産経営者のコスト負担を軽減すること。
- ④ 豚熱については、関係省庁による緊密な連携・協力のもと、国の責任において感染経路や発生原因を早急に究明し、感染の終息に向け、総合的な対策の強化及び対策に係る財源確保を図ること。

また、現在海外で感染が拡大しているアフリカ豚熱の国内侵入を防止するため、検疫体制や消毒措置等の水際対策の徹底等を目指すとともに、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病についても、再発防止のための万全の対策を講じること。

さらに、これらの伝染性疾病に伴う風評被害対策に万全を期すこと。

(8) 地域の農林漁業者が主体的に参画し、第一次産業を起点とした地域内からの6次産業化を推進するための支援策を講じること。

(9) スマート農業の推進にあたっては、生産現場における省力化や軽労化・生産性の向上等を早期に実現するため、スピード感をもって取り組むとともに、生産現場への導入・普及等の取り組みに対し、十分な支援措置を講じること。

特に、導入の際には、農業基盤としての超高速ブロードバンド環境の整備及び維持・修繕に対する支援制度を創設すること。

## 5. 農村の振興

(1) 農山村の豊かな地域資源を最大限活用するとともに農業関連産業の導入等を通じ、地域内経済循環を構築し、農山村全体の雇用の確保と所得の向上を図る施策を講じること。

(2) 農山漁村と都市との共生・対流の推進とコミュニティの再生

- ① 農山漁村地域の活性化にあたっては、都市と農山漁村の共生・対流の推進に向け、地域の特性に応じた都市住民との連携や地域コミュニティの再生、学校教育等における子ども滞在型農山漁村体験教育の推進に対する総合的な対策の拡充を図ること。

また、「青少年自然体験活動等の推進に関する法律案」を早期に成立させること。

- ② 移住や定住のみならず農山漁村地域に多様な関わりを持つ人々（関係人口）の拡大に向けた取り組みを支援し、田園回帰を一層促進すること。  
また、女性や若者などが活躍できる農村環境の整備を支援するとともに、障がい者の社会参画を実現する「農福連携」を推進すること。
- ③ インバウンド需要を農山漁村に呼び込み、所得の向上、雇用の増大及び地域の活性化を図るため、「農泊」の取り組みへの支援を継続・拡充すること。  
また、関係者相互の情報共有やネットワークづくりに対する支援を講じること。
- (3) 中山間地域は、農業の発展やコミュニティの維持、多面的機能の発揮等、農村の振興において重要な役割を果たしていることから、中山間地農業ルネサンス事業の継続・拡充を図ること。
- (4) 日本型直接支払制度について、農業・農村を支える人材の確保及び事務負担の軽減を図るとともに、地域の実情に応じた交付単価の見直しを行うなど、安定的に制度を運営できるよう支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。

## 6. 鳥獣被害対策

- (1) 鳥獣被害対策については、野生鳥獣による農作物等の被害が市街地にまで拡大するなど、町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁の連携のもと、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。
- (2) 鳥獣被害防止総合対策交付金については、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵の整備等の対策の拡充を図り、必要な財源を確保すること。
- (3) 鳥獣被害の最前線にある町村が保護管理等専門的な知識を有する専門職員を配置できるよう、人件費等に対する支援を講じること。
- (4) 狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図ること。

## 15 森林・林業対策の推進について

森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、林業従事者の減少等依然として厳しい情勢にあり、山村では、過疎化・高齢化が進行するなど、町村は厳しい状況におかれている。

については、次の事項について強く要望する。

### 1. 地域の実態に即した森林・林業計画の策定

森林・林業基本計画の見直しにあたっては、地域の実情を十分踏まえ、林業・木材産業の再生や山村の活性化が図られるよう、財源、実施工程、人材育成等について、実効性のある計画を策定するとともに、都市部における木材の利用促進を推進すること。

### 2. 森林整備の推進と森林管理対策の充実強化

- (1) 間伐や路網整備、再造林等による森林整備の着実な推進と山地災害や津波被害の防止・軽減に向けた総合的な治山対策を図るため、林野公共事業については、重点的に予算を確保するとともに、近年頻発する山地災害には復旧・復興を含めた万全の対策を講じること。
- (2) 新たな森林管理システムの円滑な運用により森林整備が推進されるよう、地域の実情に合わせた体制整備に資する、国及び都道府県による支援の強化を図ること。
- (3) 林地台帳については、技術面の支援とあわせて、万全の財政措置を講じること。
- (4) 林道の整備については、特に橋梁、トンネル等の老朽化が進んでいることを踏まえ、点検及び補修に対する技術的及び財政的支援の拡充を図ること。
- (5) 里山等の荒廃竹林に対し、侵入竹の駆除や竹材用途の開発等の対策を強化すること。
- (6) 深刻化・広域化するシカ等の野生鳥獣被害については、森林被害防止に係る抜本的な対策を講じること。

- (7) 松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換、被害木の利用等を促進すること。
- (8) 外国資本等による森林買収に対し、貴重な森林資源や水資源を守るため、有効な対策を検討すること。
- (9) 森林吸収源対策を着実に推進するため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を令和3年度以降も延長し、間伐や植林などの森林整備事業の実施に対する支援や地方自治体の費用負担を軽減するための地方債の特例措置を引き続き継続するなど、財政上の措置を講じること。

### **3. 国産材の効率的かつ安定的な供給と需要の拡大**

CLTの普及、公共・公用建築物を含む非住宅分野での木造化の推進、間伐材等の利活用の推進及び木質バイオマスのエネルギー利用に関する支援を強化するため、「林業成長産業化総合対策」の所要額を確保し、国産材の安定供給と品質向上のための体制を確立すること。

また、木材の利活用が推進されるよう、実態を踏まえた補助要件の緩和や木造建築における減価償却期間の延長等を行い、一層の需要喚起と拡大を図ること。

### **4. 担い手の育成**

林業の成長産業化を支える林業従事者の確保・育成やキャリアアップを進めるため、「緑の雇用」関連事業などの必要な予算を確保すること。

### **5. 山村地域の振興**

- (1) 未利用木材等の地域資源を活用した地域内発的な産業を振興することにより、地域内経済循環を構築し、山村地域の雇用の創出と所得の向上を図る施策を講じること。
- (2) 森林空間を活用し、健康、観光等の多様な分野で、新たな雇用と収入機会を確保する「森林サービス産業」を創出・推進するための財政支援を拡充すること。
- (3) 森林・林業を支える山村が多面的な機能を発揮するための活動や、山村の活性化のための活動等に対する財政支援措置を拡充すること。

## 6. 国際交渉に関する適切な対応

TPP11協定、日欧EPAに関しては、丁寧な情報提供を行うとともに、合板・SPF製材・構造用集成材などの林産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産性の向上と競争力の強化に向けた支援を着実に実施すること。

## 16 ふくしまの森林・林業再生について

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故からの復興・創生については各般の施策を実施し着実に進展している。

しかしながら、原子力発電所事故による森林所有者の林業経営意欲の低下が続いており、また、県内の森林の実情に目を向けると、未だにしいたけ原木の生産が困難な状況にあるなど、原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響が続いている。

このような状況を打破すべく、各町村において、「ふくしま森林再生事業」により放射性物質対策と森林整備を一体的に推進しているが、マンパワーやノウハウの不足により、まだまだ実施率が低い状況にある。

については、ふくしまの森林・林業の再生を成し遂げるため、次の事項について強く要望する。

1. 「ふくしま森林再生事業」は、本県の森林・林業・木材産業を再生するうえで、復興・創生期間後も継続した取り組みが極めて重要であることから、事業の継続を図ること。
2. きのこ原木の安定供給回復に向けて、原木林等広葉樹林の再生を図るための策を講じること。

## 17 社会資本整備に係る交付金制度等の 拡充について

社会資本整備総合交付金等は、安全安心な社会生活を確保するうえで道路・河川・砂防・下水道・街路等社会資本の整備と維持管理に不可欠な交付金制度である。

また、近年、集中豪雨や自然災害が頻発しており、災害に伴う自治体の財政負担の増加が危惧されていることから、老朽化の進む公共施設の長寿命化を図り、安全で災害に強いまちづくりに向けたインフラ整備とソフト面の対策が重要となる。

については、住民の安全・安心な暮らしの確保を図るため、次の事項について強く要望する。

1. 町村が策定した社会資本整備計画に基づき、継続した事業を確実に実施できるよう社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について、維持補修や修繕についても対象とし、長期安定的に必要な財源を確保すること。  
また、重点配分の決定に際しては、町村の意見を十分反映すること。
2. 道路・橋梁などの公共施設老朽化対策を早急にできるよう、十分な予算を配分するとともに制度の見直しを行うこと。
3. 橋梁長寿命化計画に基づく法定点検経費に対する補助率の嵩上げ及び補助残への起債充当など、制度を拡充すること。
4. 集中豪雨などによる浸水被害対策及び局地的な豪雪の雪害対策に対する十分な財源措置を講じること。  
また、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の一部を財源とする個別補助制度については、交付金とは別枠で財源を確保するとともに、町村が社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金を活用して実施する事業に影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

## 18 道路整備について

道路は、地域住民の快適な日常生活や生命・財産等の安全の確保、様々な経済活動の活性化や地域振興の促進に欠かすことの出来ない最も基礎的な社会資本であり、高速自動車道路を含む道路の整備を緊急かつ計画的に推進することが必要である。

特に、本県は、大都市圏に比べ公共交通網が発達しておらず、とりわけ自動車交通への依存度が高い状況にあるが、道路整備は遅れており、救急医療や消防活動、さらには通勤・通学等住民生活にも支障をきたしている状況にあることから、道路網の整備により早期にネットワーク化を進めることが喫緊の課題となっている。

については、積雪の多い地域の現状や地方の道路整備状況等を勘案し、地方が真に必要なとする道路整備が着実に進められるよう、次の事項について強く要望する。

1. 道路整備における「事業の必要性」・「費用対効果」の評価・判断にあたっては、地域の意見を十分踏まえ、救急医療アクセスなど地域の実情を適正に反映すること。
2. 安全で安心できる地域づくりのため、防災・減災に資する道路整備を推進すること。特に、災害時の代替ルートの確保等のため、高規格幹線道路等の整備を推進すること。
3. 国・県・市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するとともに、既存道路においても地域の安全・安心の観点から、緊急活動に支障をきたすような狭小道路の拡幅整備や安全な通学路の整備、落石・崩落防止対策等を含めた道路の維持・修繕を行えるよう必要額を確保すること。
4. 本県はその多くが豪雪地帯という地理的・気象的条件にあり、徐排雪の充実が住民生活を支える上で非常に大きな課題となっている。  
しかしながら、町村の財政状況は依然として非常に厳しい状況にあることから、市町村道の除排雪に係る必要額の安定的な確保や、年度途中での機動的な除排雪ができる補助制度の充実を図ること。



5. 積雪寒冷地域という特殊事情を踏まえ、降雪状況に応じ、国道の適正な除排雪及び防雪対策等が講じられるよう、必要な予算を確保すること。
  
6. 道路やこれらに係る橋りょう、トンネル等の老朽化が進んでいる社会インフラについて、自治体の定めたメンテナンスサイクルなどに基づき、長寿命化対策等が確実に実施できるよう、維持管理・更新に係る安定的な予算を確保するとともに、人材育成（技術者の派遣等）や戦略的な技術開発など技術的支援を推進すること。

## 19 高速自動車国道の整備促進について

### 1. 常磐自動車道の4車線化等

常磐自動車道は、平成27年3月1日に全線開通し、東日本大震災からの復興・再生の進展に伴う広域物流の拡大に大きく寄与している。

しかしながら、広野IC以北は暫定2車線であるため、東京電力福島第一原子力発電所事故の除染による汚染土壌等の運搬や廃炉作業の進捗等により、工事車両等の交通量が激増し、交通渋滞の多発、交通事故が増加しているほか、最高速度が時速70キロ制限であるために、物流面における移動時間に大きな不利が生じるなど、様々な影響が発生している。

については、浜通り地方の復興・再生を推進するとともに、産業・経済・医療など様々な分野を支える主要幹線道路としての安全性・信頼性を確保するとともに、地域振興、支援活動及び緊急時の避難路確保、さらには、東北自動車道における災害発生時の代替道路としての機能発揮及び強靱性の確保のため、次の事項について強く要望する。

- (1) 4車線化優先整備区間に選定された「浪江ICから山元IC間」の早期事業着手及び早期完成
- (2) 広野ICから浪江IC間の4車線化優先整備区間の早期選定及び早期事業着手
- (3) 事業化された小高スマートICの早期完成

### 2. 東北中央自動車道「相馬福島道路」の全線早期開通

東北中央自動車道「相馬福島道路」は、常磐自動車道と東北自動車道を結ぶ、延長約45kmの自動車専用道路で、東日本大震災からの復興・再生を支える復興支援道路として位置付けられており、現在、未開通区間のうち、「伊達桑折IC～桑折JCT間」が本年8月2日に開通予定であるほか、残る、「霊山IC～伊達桑折IC間」も震災から10年目となる令和2年度内の完成を目指し、鋭意工事が進められている。

本道は、広域物流の改善、交流人口の拡大、災害時の緊急避難経路の確保はもとより、高度救急医療を拡大する「命の道」として、極めて重要な機能を有する道路である。

については、東日本大震災の被災地の復興・再生を支えるため、一日も早く全線開通が図られるよう強く要望する。

### 3. 磐越自動車道の早期全線4車線化

磐越自動車道は、本県と新潟県を結ぶ高速交通の大動脈であり、常磐自動車道、東北自動車道及び北陸自動車道と広域ネットワークを形成し、本県の経済・産業・文化等の発展に重要な役割を果たしている。

また、平成16年の新潟中越地震時には迂回として、平成23年の東日本大震災時には緊急輸送路に指定され、復興支援や支援物資の搬送に大きな役割を果たし、県の復興計画においても復興を支える交通基盤に位置付けられている。

しかしながら、会津若松ICから新潟中央JCT間は、依然として暫定2車線となっており、本区間が4車線化されれば、対面交通が解消され、大雪・工事等による通行止めが大幅に減少するとともに、交通渋滞の緩和はもとより通行の安全性がより確保されるものである。

については、磐越自動車道の早期全線4車線化に向け、4車線化優先整備区間に選定された「会津若松IC～安田IC間」の4車線化工事の早期着工・完成を図るとともに、残る区間についても早期に4車線化を図られるよう強く要望する。

## 20 地域高規格道路の整備促進について

### 1. 「会津縦貫南道路」並びに「栃木西部・会津南道路」の整備促進

「会津縦貫南道路」は、県土の骨格をなす多極ネットワーク形成軸の一つである会津軸を会津縦貫北道路とともに形成するものであり、米沢～会津～日光を結ぶ重要な路線として、その整備による産業振興、地域づくり、持続可能な生活・交流圏の拡大が大いに期待されている。

また、平成10年6月に候補路線から計画路線へ指定となり、「栃木西部・会津南道路」が候補路線に指定されて以来、小沼崎バイパス（第4工区）及び下郷田島バイパス（第5工区）が県施行、湯野上バイパス（第4工区）が国直轄権限代行として事業着手されたところであるが、今後は残る区間と「栃木西部・会津南道路」の一体的な整備が望まれている。

については、「会津縦貫南道路」と「栃木西部・会津南道路」の早期整備が強く求められていることから、次の事項について強く要望する。

#### (1) 会津縦貫南道路

県施行事業の小沼崎バイパス（第4工区）及び下郷田島バイパス（第5工区）並びに国直轄権限代行事業の湯野上バイパス（第4工区）の早期整備並びに未着手区間の早期事業化を図ること。

#### (2) 栃木西部・会津南道路

栃木県において、令和元年度に「日光川治防災事業」が国直轄権限代行事業として新規事業化されたことから、「栃木西部・会津南道路」の残る区間についても早期に事業化し、「会津縦貫道路」と一体的に早期整備を図ること。

### 2. 「(仮称) あぶくま横断道」の整備

浜通りと中通りとの間には、磐越自動車道、東北中央自動車道相馬福島道路が整備されているが、双葉地方と中通りを結ぶ高速道路体系が整備されておらず、原発事故発生時、狭隘な国道が大渋滞し、速やかな避難に重大な支障をきたした。

災害時の安定的な避難路の確保と福島イノベーション・コースト構想の推進等、産業集積拠点間のネットワークをはじめ、県内の広域連携を促進し効果的なものとするため、新たな道路として、地域高規格道路「(仮称) あぶくま横断道」について早期に計画を進め整備が図られるよう強く要望する。

## 21 一般国道の整備促進について

次の一般国道について、早急なる改良等整備促進が図られるよう強く要望する。

### 1. 一般国道4号の整備促進

一般国道4号は、東北地方の交通の大動脈であるが、沿線地域の発展等に伴い、慢性的な交通渋滞に陥っていることから、早急に下記区間の拡幅改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 国見町藤田地区～石母田地区間、矢吹鏡石道路の4車線化事業促進
- 国見町石母田地区から宮城県境間の付加車線事業促進
- 鏡石拡幅の早期完成
- 未整備区間（泉崎村～白河市間）の4車線化

### 2. 一般国道114号の整備促進

一般国道114号は、福島市と双葉地方を最短距離で結ぶ重要な路線であるので、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 川俣町山木屋地区の改良整備促進

### 3. 一般国道118号の整備促進

一般国道118号は、南会津地方と県中地方や福島空港を最短距離で結び、地域産業進展のために欠かせない道路であることから、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 鳳坂トンネル工事の早期完成
- 八十内地内～鳳坂トンネル間の改良整備促進

### 4. 一般国道252号の整備促進

一般国道252号は、会津と日本海を結ぶ重要な路線で、特に奥会津と会津若松市との間は、両沼地方にとって唯一の生活道路でもあり、地域開発・産業経済の発展に大きな役割を果たしている幹線道路であるので、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 三島町滝原地区のスノーシェットの改良整備促進

## 5. 一般国道289号の整備促進

一般国道289号は、県南地方と会津地方との交通時間の短縮を図る等、広域的な経済文化の交流及び両地域の振興のために重要な路線であるので、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 西郷～白河～棚倉間の改良整備促進

## 6. 一般国道349号の整備促進

一般国道349号は、茨城県と宮城県を結ぶ阿武隈山系を縦断する路線であり、沿線市町村の発展はもとより阿武隈地域の開発、21世紀FIT構想等を推進するためにも極めて重要な幹線道路であるので、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 川俣町大綱木地区の改良整備促進

## 7. 一般国道400号の整備促進

一般国道400号は、茨城県水戸市を起点とし、会津西部の一般国道49号へつながる路線であり、地域開発と産業経済の発展に大きな役割を持つ欠くことのできない重要な道路であるので、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 田島バイパス3工区の早期着工及び舟鼻工区の拡幅工事の早期完成
- 杉峠の通年通行に向けたトンネル化による改良整備促進

## 8. 一般国道401号の整備促進

一般国道401号は、一般国道121号と一般国道252号の間において、会津若松市と奥会津の中部地方、さらには群馬県とを最短距離で結ぶ、地域の振興と発展に欠かせない路線であるので、早急に下記区間の改良等整備促進を図られるよう強く要望する。

- 新鳥居峠の通年通行に向けた未改良区間の改良整備及び冬期間の通行止めの解消を図るため、狭隘区間と急カーブの整備、トンネル化事業の早期着工
- 昭和村大芦地内のバイパス化工事の早期完成

## 9. 一般国道459号の整備促進

一般国道459号（猪苗代－西会津間）は、当県を代表する観光地である磐梯山を周遊する道路を構成する路線であり、会津地方の経済発展及び観光誘客等地域の振興に欠かせない路線であるので、早急に改良整備並びに歩道設置を図られるよう強く要望する。

## 22 ふくしま復興再生道路の整備について

双葉地方は、東日本大震災及び原発事故からの復旧・復興に邁進しているところであるが、住民の帰還や産業の再生にはまだ時間を要する。

については、住民帰還の加速や産業再生を支える、「ふくしま復興再生道路」の整備について、スピード感をもって進められるよう、次の路線の整備促進を強く要望する。

1. 一般国道114号
2. 一般国道288号
3. 一般国道349号
4. 一般国道399号
5. 主要地方道原町・川俣線
6. 主要地方道小野・富岡線
7. 一般県道吉間田・滝根線

## 23 台風・大雨災害に備えた河川改修等について#

令和元年東日本台風及び10月25日の記録的な大雨により、県内の多くの河川が氾濫し、これまで経験したことのない甚大な被害が発生した。

近年、全国各地で過去に例のない大水害が頻発しており、今後も同様の被害が発生する可能性は大きく、多くの住民は不安を感じている。

については、安全・安心な住民生活を確保するため、河川改修等の抜本的な対策が図られるよう、次の事項について強く要望する。

1. 国土強靱化の趣旨の下、河川災害の早期復旧はもとより、堤防の嵩上げや河道の開削等の早急な河川改修等を実施するとともに、被災箇所を含めた大規模な河道掘削を実施すること。
2. 事前防災の観点から、河川の治水機能を維持するための改修や大規模な河道掘削後についても、定期的な河道掘削や伐木など、継続的に適切な維持管理に努めること。
3. 上記事業を円滑に行うため、適切な財源措置を講じること。



## 24 河川改修事業の整備促進について#

### 1. 一級河川桜川の整備促進

令和元年東日本台風により、三春町大字上舞木地内の一級河川桜川が氾濫し、国道や町道に通行止めが発生した。

また、河川との兼用護岸になっている一般国道288号でも石積みが崩落し、長期にわたり通行止めとなり、町民の生活に大きな影響を及ぼしたところである。

については、今後も台風被害等が多発することが懸念されることから、町民の安全・安心の確保のため、一級河川桜川下流工区の早期河川改修が図られるよう強く要望する。

### 2. 二級河川右支夏井川の整備促進

小野町の中心部を貫流する二級河川右支夏井川は、台風等の大雨により度重なる洪水被害をもたらしてきたところであり、本河川の改修事業は、地域住民の悲願である。

平成8年度に町中心部の5.4kmの区間が事業採択されて以降、随時整備が進められ、下流部区間は平成25年度に完成したところであるが、上流部区間については、地域住民の安全・安心の確保並びに将来のまちづくりを行ううえで大変重要な区間である。

現在、用地取得及び家屋等物件移転補償を優先に事業推進が図られているところであり、工事についても、主要地方道船引・大越・小野線に架かる小野橋の下部工事及び町道に架かる長生橋の架け替え工事等が着手されるなど、事業が進展しているところであるが、大きな被害をもたらした昨年の令和元年東日本台風の発生など、近年は予期できない豪雨災害等が各地で発生している。

については、本事業が確実に推進され、早期完成されるよう、右支夏井川の整備促進を図られるよう強く要望する。

## 25 空き家対策の推進について

適切な管理が行われていない空き家等は、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進することが強く求められている。

については、空き家対策の推進に関し、次の事項について強く要望する。

1. 空き家対策等の推進に関する特別措置法（以下、「特措法」）の見直しにあたっては、町村がさらに空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、町村の意見を十分反映すること。
2. 空き家の有効活用は、移住・定住の環境整備をはじめ、地方創生の観点からも重要な課題となっていることから、特措法による特定空家等に該当しない空き家についても、利用実態に応じた住宅用地特例の取扱いの一層の明確化を図るなど税制面での検討を含め、町村における空き家対策を一層推進するとともに、地方創生推進交付金の弾力的活用等財政面においても積極的な支援を行うこと。
3. 空き家対策と不動産登記制度は密接な関係性が存在し、現行の「任意・有料」の登記の仕組みでは、空き家流通等の阻害要因となっていることから、「義務化・無料化」をセットとする不動産登記制度を構築するなど、所有者不明土地対策と一体的に検討を行うこと。

## 26 教育施策等の推進について

子どもたちが豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として未来社会を自立的に生きるため、一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を図るとともに、社会の形成に参画するための資質・能力を育成する教育環境を整備することが重要である。

については、次の事項について強く要望する。

1. 教職員配置や学校運営のあり方等、義務教育制度の検討にあたっては、町村の意見を十分に反映すること。
2. 教員が子どもと向き合う環境を確保し、きめ細やかな指導を行うため、少人数学級や少人数指導、専科指導、生徒指導などの充実に向けて、複式学級の解消も含めた定数の改善を図ること。  
なお、小規模校が多い中山間地域等の学校においても、英語教育、プログラミング教育等が行えるよう、加配職員の増員や配置基準の緩和など、必要な体制整備を行うとともに、十分な財政支援を講じること。
3. ICTを効果的に活用した教育が推進できるよう、小・中学校における校内ネットワーク環境、1人1台端末等のICT環境整備、(GIGAスクール構想)の費用に係る財政措置を継続・拡充するとともに、維持や更新のための費用についても支援すること。  
また、GIGAスクールサポーター及びICT支援員の配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充すること。

